

高知県国民保護計画 変更の概要

令和8年9月
危機管理・防災課

都道府県国民保護計画とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（**国民保護法**）第34条により、国が定める「**国民の保護に関する基本指針**」※に基づき都道府県知事が作成する計画。

※国民の保護に関する基本指針

国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に加え、想定される武力攻撃事態の種類および類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置、緊急処理事態の事態例などが定められている。

○国民保護計画に定める事項（国民保護法第34条第2項）

- 1 国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 国民の保護のための措置に関する事項
- 3 訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 市町村や指定地方公共機関の計画を作成する際の基準となるべき事項
- 5 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 6 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体等との連携に関する事項
- 7 都道府県知事が必要と認める事項

高知県国民保護計画は、平成18年3月作成、平成21年3月、平成30年6月に変更

計画変更の背景

近年の国民保護施策の進展を踏まえ、国が「**国民の保護に関する基本指針**」を**変更（令和8年3月31日閣議決定）**

1 救援の充実

国民保護法施行令の改正（令和7年8月）により救援に「福祉サービスの提供」を追加等

2 国民保護訓練等の成果反映

災害時応援協定等を参考に事業者との連携を図る旨の追記等

3 シェルター確保の更なる推進

緊急一時避難施設の確保に係る基本的な方針を定める旨を明記

4 その他

指定公共機関の追加、組織名の変更、用語の適正化等

計画変更の流れ

国の「**国民の保護に関する基本指針**」が**変更されたこと**に伴い、「**高知県国民保護計画**」を**変更する必要が生じたため**、次のとおり手続きを行った。

○変更の手続き（経過）

- ・7月23日 高知県国民保護協議会幹事会（書面開催）
- ・8月6日 高知県国民保護協議会への諮問（書面開催）
- ・8月19日 高知県国民保護協議会からの答申
- ・8月21日 総務大臣を経由して内閣総理大臣協議に協議
- ・9月15日 計画変更について閣議決定

変更内容（主な項目）

1 救援の充実

- (1)自然災害と同様、保健医療福祉活動の総合調整を行う体制の整備に努めることを明記
- (2)知事の措置に「福祉サービスの提供」を新たに追加
- (3)「国が管理する施設等」について、避難住民の受入れに必要な措置が講じられることを踏まえ、収容施設の候補に明記
- (4)ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与できることを踏まえた文言修正
- (5)県からの支援の求めに基づき、国が通信設備の確保に当たることから、国への支援要請を明記
- (6)住宅の応急修理に必要な資機材や、長期避難住宅等の設置のための資機材等が不足し、調達が困難な場合、国に調達の支援を求めることを明記

2 国民保護訓練等の成果反映

- (1)救援を実施する際、災害時応援協定を参考に、事業者との連携を図ることを明記
- (2)指定（地方）公共機関の努力義務として、訓練に加えて研修会への参加が追加されたことから、県が訓練や研修会等への参加の呼びかけに努めることを明記

3 シェルター確保の更なる推進

国が「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針」を閣議決定（R8.3.31）したことから、その方針も踏まえ、避難施設を指定することを明記

4 その他

県の組織改編、統計数値等の更新、関係法令の改正等に伴う変更

◎ 国の「**国民の保護に関する基本指針**」の変更内容を適切に反映するため、国の示す記載例のとおり変更